

3. 教育課程

- (1) 教育課程案内
- (2) 学業成績の評価並びに進級について
- (3) 欠席について

(1) 教育課程案内

教育課程について

本校における教育課程は、一般科目と専門科目が有機的に配置されていて、低学年においては一般科目が多く、高学年に進むに従って専門科目が増える仕組みになっている。高専における教育課程の特色は、5年間の一貫教育であるということと、実験・実習を重んじていることである。

15才という若年から、一般科目を学びながら、専門科目になじんでいき、実験・実習で理論の裏づけをしていくという、同じ高等教育機関でも、大学とは多少趣を異にした教育課程である。

1. 学年

学校の1年間を学年といい、4月1日から翌年3月31日までをいう。

2. 学期

本校は2学期制で、学年を前学期と後学期に分けている。前学期が4月1日から9月30日まで、後学期が10月1日から翌年3月31日までである。

3. 授業

授業は、90分を1コマとする。授業には、授業科目のほかに、特別活動がある。

4. 授業日数

定期試験、学校行事等を含めた学年の授業期間は、35週を原則とする。

5. 授業科目

科目は、大きく分けて、各コース共通の「一般科目」と、系またはコースごとに異なる「専門科目」の2種類がある。また、科目には「必修科目」と「選択科目」の2種類があり、選択科目には「単独開講科目」と「並列開講科目」の2種類がある。

6. 単位

単位には「履修単位」と「学修単位」の2種類があり、科目によってどちらに該当するかが決まっている。

履修単位

30時間の授業につき1単位となる。

学修単位

45時間の学修時間につき1単位となる。学修時間には授業と自学の時間が含まれており、科目によってその時間配分が異なる。

7. 単位の修得

所定の時間数の授業を受けて、その授業科目の学年成績が60点以上の場合を、その科目の単位の修得という。なお、授業以外の単位の修得については別に定める。

8. 選択科目の履修

選択科目を履修する意志がない場合には「選択科目受講辞退届」を、学級担任を経て教務係へ必ず提出しなければならない。提出期限は、前期開講科目および通年開講科目については、4月、後期開講科目については、10月の所定の期日までとする。また、並列選択科目の履修科目変更は第2回目の授業日の前日までに「並列選択科目変更願」を提出した場合についてのみ認め、それ以降の履修変更は認めない。

9. 進級

出席日数が年間出席すべき日数の5分の4以上であり、特別活動が合格であり（第1学年～第3学年）、学年の教育課程において、表-2に定める単位数（30ページ参照）を（必修科目を含め）修得した場合、課程修了と認定され次の学年に進むことができる。これを進級という。

10. 留年

定められた学年の教育課程の修了が認められなかった場合、原学年に留まることになる。これを留年といい、原学年に留められた者の科目履修に係る措置は別に定める。

11. 卒業

本校における所定の教育課程の修了が認定されたとき、準学士としての卒業が認められる。

12. 学年修了

1・2・3学年において、修了認定基準を満たしている場合、審議を経て、当該学年の修了が認められる。

3学年の修了者は、高校卒業者と同等で、大学受験の資格がある。

4・5学年では、修得した科目の単位が認定される。

13. 授業時刻表

S	H	R	8:40～ 8:50
第1時限目			8:50～10:20
第2時限目			10:30～12:00
昼 休 み			12:00～13:00
第3時限目			13:00～14:30
第4時限目			14:40～16:10

(2) 学業成績の評価並びに進級について

1. 学業成績は、定期試験の成績並びに平常成績等を総合的に考慮して評価する。なお、授業科目毎の評価方法の詳細については、授業要目を参照すること。
2. 各授業科目の成績は、100点法をもって評価する。ただし、特別活動および卒業研究等については合否判定とする。
3. 定期試験および課題試験などにおいて、不正行為を行った者については、その試験期間中の全授業科目の試験の成績を0点とする。また故意に答案を出さなかった場合は、その試験科目の成績を0点とする。
4. 定期試験を受けなかった者については、その試験の成績を0点とする。ただし、疾病、忌引等やむを得ない事情により試験を受けられなかった者に対しては、願い出により追試験を実施する。
5. 成績の評語及びG Pは、それぞれ次のとおりとする。

全学年

成績	100-90	89-80	79-70	69-60	59-0
評語	秀	優	良	可	不可
G P	6	5	4	3	0

6. 授業科目の単位修得の認定は、次の基準による。
 - ①各授業科目の欠課時数が基準授業時数の5分の1を超えないこと。
 - ②各授業科目の学年成績の評価が60点以上であること。ただし、未履修科目（各授業科目の欠課時数が基準授業時数の5分の1を超える場合、または成績が30点未満の科目）は評価しない。なお、特別活動および卒業研究等については合格をもってその単位の修得を認めるものとする。ただし、卒業研究における合否の判定は総合評価（5段階評価で平均3以上を合格）により行う。
7. 学則第13条の4に規定する技能審査による学修及び認定単位は表－1に掲げるとおりとする。なお、単位修得認定の手続きおよび単位認定については別に定める。
8. 授業の単位以外で、学外実習・特別講義等の授業外科目について単位を認めることがある。なお、単位修得認定手続きを経て合格したとき、単位の修得を認めるものとする。
9. 次の各号をすべて満たしている者は、進級を認める。
 - ①出席日数が年間出席すべき日数の5分の4以上であること。
 - ②特別活動が合格であること（第1学年～第3学年）。
 - ③必修科目をすべて修得していること。
 - ④当該学年の課程修了に必要な累積修得単位数(表－2)以上の単位を修得していること。
10. 次の各号をすべて満たしている者は、仮進級を認めることがある。
 - ①出席日数が年間出席すべき日数の5分の4以上であること。
 - ②特別活動が合格であること（第1学年～第3学年）。
 - ③必修科目に未履修科目がないこと。
 - ④当該学年の課程修了に必要な累積修得単位数には足りないものの、仮進級に必要な累積修得単位数(表－2)以上の単位を修得していること。
11. 上記の9・10項に該当しない者は、原学年に留める。
12. 全学年の課程を修了（すなわち、一般科目75単位以上、専門科目82単位以上、計167単位以上の単位を修得）した者は、卒業を認める。
13. 仮進級した第2学年から第5学年の者については、未修得科目の追認試験を経て単位修得を認めることがある。ただし、未修得科目は次学年までに、修得しなければならない。なお、追認試験の受験手続きについては別に定める。
14. 第5学年の学年末において、161単位以上167単位未満の仮卒業の要件を満たした者については、最終卒業判定会議までに未修得科目の追認試験を経て単位修得を認めることがある。

15. 休学期間を除き在学年数は、10年を超えることはできない。
休学期間は、通算して3年を超えることはできない。

表－１ 技能審査による学修および認定単位

資格名	級・種等	認定単位数	一般・専門の別	
実用英語技能検定	1級・準1級 または TOEIC 550点～990点	3	一般科目	
	2級 または TOEIC 450点～545点	2		
	準2級 または TOEIC 350点～445点	1		
技術英語能力検定	プロフェッショナル	3	専門科目	
	準プロフェッショナル	2		
	2級	1		
実用フランス語技能検定	1級・準1級	3	一般科目	
	2級・準2級	2		
	3級	1		
スペイン語技能検定	1級	3		
	2級	2		
	3級	1		
日本漢字能力検定	1級	3		
	準1級	2		
	2級	1		
中国語検定	1級・準1級・2級	3		
	3級	2		
	4級	1		
2次元CAD利用技術者	1級	2		専門科目
	2級	1		
3次元CAD利用技術者	1級	2		
	2級	1		
機械設計技術者	3級	2		
機械保全技能検定	3級	1		
電気主任技術者	第2種	3		
	第3種	2		
電気工事士	第1種	2		
	第2種	1		
陸上無線技術者	第1級	2		
	第2級	1		
電気通信主任技術者	伝送交換	3		
	線路	3		
電気通信工事担当者	総合通信	3		
	第一級アナログ通信	3		
	AI第2種	2		
	第二級アナログ通信	1		
	第一級デジタル通信	3		
	DD第2種	2		
	第二級デジタル通信	1		
デジタル技術検定	1級	2		
	2級	1		
危険物取扱者試験	甲種	3		
	乙種（1～6種）	1		
公害防止管理者試験	公害防止主任管理者	2		
	大気関係			
	水質関係			
	ダイオキシン関係			
	粉じん関係			
	騒音振動関係			

資格名	級・種等	認定単位数	一般・専門の別
環境計量士試験	濃度関係	4	専門科目
	騒音・振動関係		
	一般計量士		
放射線取扱主任者試験	1 種	3	
	2 種	2	
	3 種	1	
X線作業主任者試験		2	
高圧ガス製造保安責任者	甲種（化学・機械）	2	
	乙種（化学・機械）	1	
	丙種（液石・特別）		
	第2 種冷凍機械		
	第1 種冷凍機械		
情報処理技術者試験	ITパスポート	1	
	情報セキュリティマネジメント	2	
	基本情報技術者		
	応用情報技術者	3	
	ITストラテジスト	4	
	システムアーキテクト		
	プロジェクトマネージャ		
	ネットワークスペシャリスト		
	データベーススペシャリスト		
	エンベデッドシステムスペシャリスト		
	ITサービスマネージャ		
	システム監査技術者		
情報処理安全確保支援士試験		4	
情報検定情報システム試験	システムエンジニア認定	1	
	プログラマ認定	1	
情報活用試験	1 級	1	
情報デザイン試験	上級	1	
CGクリエイター検定	エキスパート	1	
CGエンジニア検定	エキスパート	1	
Webデザイナー検定	エキスパート	1	
画像処理エンジニア検定	エキスパート	1	
マルチメディア検定	エキスパート	1	
カラーコーディネーター検定試験	アドバンス	3	
	スタンダード	2	
福祉住環境コーディネーター検定試験	1 級	3	
	2 級	2	
	3 級	1	
インテリアコーディネーター検定試験		1	
建築CAD検定	准1 級	3	
	2 級	2	
	3 級	1	
宅地建物取引士		3	

※ 資格名が共通する同種の資格の中から、複数の資格(級・種等)を取得した場合は、上位級の単位数を認定する。なお、「実用英語技能検定」と「TOEIC」ともに単位認定が可能な場合については、単位数が多い方のみ認定する。

※ 技能審査による認定単位は、卒業要件の累積単位数に含めるが、第4学年までの進級要件の累積単位数には含めない。

表－2 各学年における進級・仮進級に必要な累積修得単位数

学 年	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年
進級に必要な累積修得単位数	34	67	102	136	167
仮進級に必要な累積修得単位数	28	61	96	130	161※

※仮卒業要件

※ 第5学年においては、学則第13条の3、第13条の4、第13条の5、第26条の2により認められた単位も累積修得単位数に含める。

(3) 欠席について

1. 遅刻とは、90分授業を45分×2と考え、各45分の開始後15分以内に入室した場合をいい、早退とは、各45分の終了前15分以後に退室した場合をいう。(各45分の開始後15分以後に入室した場合や終了前15分以前に退室した場合は、欠課となる。)ただし、出欠をとり終えるまでに入室した場合は遅刻としない。

2. 遅刻及び早退は、欠課 0.5 時間に換算し、欠課 8 時間をもって欠席 1 日に換算する。ただし、授業については受講科目についてそれらをカウントし、換算するものとする。

3. 次の各号による欠席は出・欠席のいずれにも取り扱わず授業日数から減ずる。

①忌引 (参考：学生準則第14条)

死亡した者	日数
父・母	7 日
祖父母、兄弟姉妹	3 日
おじ、おば、曾祖父母	1 日

父母のいない場合で、後見人または扶養者が死亡の時は、父母死亡の時に準ずる。

遠隔地の場合は、往復に要した日数を上記日数に加えることができる。

出校後、学生は原則として1週間以内に「忌引届」を学級担任経由で教務係へ提出すること。

※ 原則、死亡の当日もしくは翌日のいずれかを起算日とする。

※ 土日祝日もカウントする。(例：金曜日を起算日とした3日の忌引の場合、金・土・日が忌引となる。)

②出席停止

学校保健安全法第19条の規定により、校長が出席停止を命じた場合の日数。

出校後、学生は原則として1週間以内に診断書または罹患証明書を学級担任経由で教務係へ提出すること。

③その他

災害・伝染性疾病及び社会的事故などのために、校長が出席しなくてもよいと認めた場合の日数。

4. 次の各号による欠席は公欠とし、出席扱いとする。必要な手続きは関係教員が行う。

①学校を代表して、試合その他に出場参加するとき

例 高専体育大会、全国高等学校野球選手権地方大会、ロボットコンテスト、新入生オリエンテーション指導等

②公共交通機関の遅延によるとき

③その他校長が認めたとき

※ ②の場合、学生は遅延が起こった当日中に学級担任へ申し出ること。